

滋賀県市町村職員研修センター職員定数条例

〔平成 14 年 4 月 1 日滋賀県市町村職員研修センター条例第 4 号〕

（職員の定義）

第 1 条 この条例で「職員」とは、管理者、議会および監査委員の事務部局に常時勤務する一般職に属する職員をいう。

（定数）

第 2 条 職員の定数は、次のとおりとする。

- (1) 管理者の事務部局の職員 6 人
- (2) 議会の事務部局の職員 兼任 2 人
- (3) 監査委員の事務部局の職員 兼任 2 人

（定数の配分）

第 3 条 前条に掲げる職員の定数の当該事務部局内の配分は、それぞれ任命権者が定める。

付 則

この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。